

Title	連合王国における科学技術・イノベーション政策の最近の展開 : 比較対照を通じた日本への示唆
Author(s)	伊地知, 寛博
Citation	年次学術大会講演要旨集, 24: 740-743
Issue Date	2009-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/8734
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

連合王国における科学技術・イノベーション政策の最近の展開： 比較対照を通じた日本への示唆

○ 伊地知 寛博（成城大学）*1

1. はじめに

科学技術・イノベーション政策を取り巻く状況を見ると、中長期的には、各国・地域とも、グローバル化の進展や持続可能な成長に向けて対応が必要とされており、さまざまな展開が図られてきている。また、2007年に端を発した世界金融危機に伴う急速な経済活動の減速に伴い、各国はこれに対応する政策を検討・実施してきており、その中で、科学技術・イノベーションの促進は、経済危機を脱した後の新たな成長に向けて重要であると改めて認識されているところが多い[OECD, 2009]。

我が国では、現在、第3期科学技術基本計画（2006年度－2010年度）の下で科学技術政策が推進されているが、これに続く第4期科学技術基本計画（2011年度－2015年度）の策定に向け、我が国の現状やこれまでの推移について、各国の水準や動向も示しこれらと比較対照しながら明らかにすることを目的として、平成20年度科学技術振興調整費調査研究「第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究」が、文部科学省科学技術政策研究所を中核とし、シンクタンク等や広範な専門家・有識者等の支援も得て実施された²。

この調査研究の一部として、「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析」が実施された³。この調査研究は、一種のベンチマーキングとして、主要国・地域（アメリカ、欧州連合（EU）、連合王国（UK）⁴、ドイツ、フランス、中国、韓国）を対象に、これらの科学技術・イノベーション政策に係る動向を横断的に把握し、日本と比較対照することを通じて、日本における今後の政策展開への示唆を導出することを目的としたものであった[NISTEP, 2009]。

ここでは、広義でのベンチマーキングの手法が取られている。国のありようや国の置かれている状況は、歴史、地政学的条件、制度等によってさまざまに異なっている。しかし、このような相違があることを踏まえた上で、日本を主要国・地域と対照させることで、日本を相対化して理解することができ、その状況や特徴、課題などを、より明確にさせることができる。

そして、相対化させることを通じて、システム上、不知・不変あるいは一定であると看過されがちな構成要素について、それらを可知・可変なものとして理解することを可能にし、将来構想に対してより豊富な選択肢を提供することができるようになる。

本稿は、そこでの調査の内容や分析を踏まえ、上記報告書内では言及されなかったことを含めて、日本における科学技術・イノベーション政策の展開やこれらのシステムの変革に向けた含意について抽出し提起することを目的とする。

なお、この種の調査・研究にあたっては、対象国・地域の状況について、まず対象国・地域の原理に従ってありのままに、そして根幹を捉え、事実に基づき綿密に、対象を理解することが肝要である。本調査・研究もこのアプローチを踏襲しているが、本稿では個別の内容を記述することが目的でもなくその紙幅もない。今回の調査研究の基盤となる連合王国やそこでの現状や特徴の詳細の一部については、上記報告書[NISTEP, 2009]に記されている。そこで、本稿では、UKの国の概要と科学技術・イノベーション活動全般の特徴、および、UKの科学技術・イノベーション・システムとその政策の体系についての記述は概略にとどめ、我が国への示唆に重点を置いて記述する。

2. UKの国の概要、科学技術・イノベーション活動全般の特徴、科学技術・イノベーション・システムとその政策の体系

詳細はNISTEP[2009]に記しているが、概略を記述すると以下のとおりである。

2.1. UKという国の概要

まず、UKでは分権が実施されており、分権化された権限（政策領域）については、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのそれぞれの政府が担っている。Research Councils（研究会議）に係る科学技術政策はUKの留保事項となっているものの、他の政策（例、高等教育政策、地域開発政策）は分権されている。

予算は、毎年度、単年度ごとに議会による承認を受けるが、実質的には、3か年の枠を有する2か年予算として編成されている。

UKでは、国全体としての長期的な機会と課題に関する分析から、包括的な目標が設定され、それらを達成するためとして、政府が30項目からなる公務協定（PSAs）を示している。

このほか、UKはEUメンバー国の一つであり、とくに研究開発・イノベーションの推進が「リスボン戦略」な重要な要素であることから、これにも対応した目標の設定や課題への対応がなされている。

2.2. UKの研究開発・イノベーション活動全般の状況と特徴

国の経済全体においてはサービス業の占める割合が大きいが、民間企業部門研究開発支出は製造業が全体の77%を占めており、その中でも、医薬品製造業、航空宇宙輸送機器に係る製造業、医療・光学・電子・通信機器に係る製造業が中核となっている。

主要研究開発・イノベーション指標で他の主要諸国やOECD平均と比較した場合、国全体としての研究開発活動の規模は大

註

*1 本稿で示される見解は専ら著者のものであり、必ずしもいかなる機関の見解を代表するものではない。

*2 これらの調査研究の結果である一連の報告書については、文部科学省科学技術政策研究所より公表されている。

*3 本報告者は、この調査研究の実施を分担した。具体的には、この調査研究の一部が財団法人未来工学研究所に委託され、その中で、主として、報告書の該当部分における執筆を含む連合王国に関する部分の調査・研究を行った。

*4 連合王国の正式名称は、United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）である。外務省も、（現在は異なるが）ごく最近まではその略称を「連合王国」と表記していた。この国を指して、一般には、イングランドに由来する「英国」と略記される場合が多い。しかし、連合王国の体制や政策について議論する場合、分権化がなされていることから「United Kingdom（連合王国）」と「England（イングランド）」とについて明確に区別することが不可欠である。そこで、本稿では、この国を指して、「連合王国」あるいは「UK」と略記することとする。

大きくなく、とくに、産業界によって出資される、あるいは、民間企業部門で実施される研究開発活動の規模がそれほど大きくないことが特徴となっている。すなわち、大学等における基礎研究は盛んであるが、民間企業における開発はそれほどでもない。このほか、旧来の研究開発にとどまらず、サービス、デザイン、イノベーションといった点で、これらの推進とともにそれを支える分析等にも注力されている。

2.3. UK の科学技術・イノベーション・システム

UK では、大学が研究活動の中心であり、ドイツやフランスのような国全体にわたる大規模な研究機関が存在するわけではない。なお、分野別に研究会議が置かれている。分野によっては、研究会議内あるいは傘下に常置の研究機関を有するところもある。最近では、レビューを通じたシステムの改善により、学際・融合領域研究への対応や資金配分機関間の調整等が図られている。

それから、大学を対象にして見れば、UK における研究のための資金配分は“二元的支援システム (dual support system)”⁶⁵ であると言われている。

2.4. UK の科学技術・イノベーション政策の体系

現在の UK の科学技術・イノベーション政策の根幹は、2004 Spending Review (2004 年支出見直し) と附随して設定・公表された、10 年という長期にわたる方向性と野心が示された Science & Innovation Investment Framework 2004–2014 (科学・イノベーション投資枠組み 2004 年–2014 年) に基づいている。2004 年以後にも補強や修正が図られている。たとえば、2007 Comprehensive Spending Review (2007 年包括的支出見直し) と並行して実施された Sainsbury Review (セインズベリ・レビュー) による報告・提言も重要であり、それを踏まえて政府が公表したホワイト・ペーパーである『Innovation Nation (イノベーション・ネーション)』を踏まえても政策が推進されている。このように、“研究”だけでなく、(科学技術の外延としてだけでなく、経済的・社会的価値を生み出すことをめざしたプロダクトやサービス等の市場への導入という本来の意味での) “イノベーション”についても、政策の展開が図られている。

また、人的資源については、科学技術に限らず“スキル (skills)”といった概念の下で広範に検討・推進されてきており、Leitch Review (リーチ・レビュー) による報告・提言が重要な基盤となっている。とくに、イノベーション政策に関連しては、高等教育だけでなく継続教育も含めた施策が展開されつつある。

現在、UK の科学技術・イノベーション政策は、“sustainable growth and prosperity (持続可能な成長と繁栄)”というゴールに対応する公務協定の中の 1 つとして、“PSA 4: Promote world-class science and innovation in the UK (公務協定 4: UK において世界級の科学とイノベーションを促進する)”のように位置づけられている。そして、この公務協定の約束実現を支える 6 つの優先事項が、“PSA Delivery Agreement 4: Promote world-class science and innovation in the UK (公務協定約束実現協定 4: UK において世界級の科学とイノベーションを促進する)”として明示されている。また、この PSA の進捗状況をモニタリングするための指標群も示されている。PSAs は各省に跨るが、各省は PSAs の目標の達成を支援するために自らの省の業務をより詳細かつ戦略的に実施する枠組みとして各省戦略目標 (DSOs) を設定しており、DSOs に対応する指標ともあわせて進捗状況をモニタリングできるように設定されている。

*5 主として、プロジェクト・ベースの研究資金が Research Councils (研究会議) を通じて、また、機関ベースの研究資金が、学科を単位としたアセスメントの結果に基づいて Higher Education Funding Councils (高等教育資金配分会議) を通じて、それぞれ配分されるしくみとなっている。

3. 日本への示唆

まず、科学技術・イノベーション政策に限らず、国全体の行政機構について UK を見てみると、従来の日本にはない、興味深い特徴を見いだすことができる⁶⁶。

3.1. 約束実現 (delivery)

まず、国全体の政策体系として、UK では、分析に基づいて立案された国としての目標を掲げ、それに応じて、国民に対する政府としての約束である公務協定 (PSAs) を設定し、それらを実現するための手段として個々の政策が展開されるという構造になっている。ここでは、まだ我が国ではなじみがないものの、原語に照らして“約束実現”と訳すべき、“delivery”⁶⁷ という語が用いられている。政府が、社会的・政治的に国民に対して提示して約束している目標に対してどのようにそれを実現するかという“トップ・ダウン的”アプローチである。国としての目標から、ブレイク・ダウンして個々の政策や施策に向けて対応づけるということである。すでに、我が国でも、国の政策評価等において階層的な構成は取られているが、UK では、国に関するマクロ的分析にはじまり、予算の策定、そして、個々の政策の実施やモニタリングにおいても、この体系が明確に意識されて取り組まれているという相違がある。

3.2. 府省間における一種の“マトリクス型”による公務協定約束実現のための体制

約束実現を果たすための国家行政機関内の所掌について見てみると、分割された責務について特定の府省に割り当てて担当・分掌させるのではなく、(企業等ではよく見られるような) 一種のマトリクス構造が取られており、リード (主導) する省だけでなく関係する省も列挙されて、リードする省が他の関係する省も含めて調整して対応するしくみとなっている。

3.3. 政府の基本方針やマクロ経済的観点からの国家運営における科学技術・イノベーション政策の位置づけ

現在の UK では、政策分析・展開に際してマクロ経済学上の用語が表れ、そのような概念を背景にして政策展開を図ろうとしていることが明確に見える⁶⁸。また、後述するように、マクロ経済的観点から捉えるという場合に、UK においては、科学技術・イノベーション政策については、短期的に経済成長に効果が及ぶものではなく、中長期的に寄与するものであるという認識および区分がなされている。

これらはいずれも、現在の我が国のような、国全体の基本方針について各省あるいは各政策領域からの積み上げによっている形式とは大きく異なっている。国全体の政策形成のプロセスやメカニズムに依存するが、かりに“トップ・ダウン的”に展開されるような場合には参考となろう。

以上が、国全体の政策体系に係ることであったが、UK の科学技術・イノベーション政策を理解する上で、また、日本への示唆を考えた場合に、重要である点として、以下を挙げることができる。

*6 UK は、日本にとって、一般に、英語圏であることから外国に関する情報源として受容されやすい、基礎研究では有力な国の一つであると見なされていることからとくに研究に関する施策やしくみの点で参照されやすい、という特徴をもっているといえよう。しかし、国のありようや、行政機関や高等教育・研究機関等を規定する法体系等は大きく異なり、大学の状況も異なっている (一例を挙げれば、人口当たり大学院学生数、そのうちの外国人数などがある)。そのような大きな相違があることを踏まえた上で、UK の現状や経験から日本にとって示唆される点をここでは挙げていく。

*7 この意味で用いられる“delivery”に充てられるべき適切な日本語の訳語が一般的にはこれまで存在しないということは、この概念自体が日本では顕在化していないことを示している。この概念の浸透・定着には、一定の時間や工夫を要することが想定される。

*8 たとえば、HM Treasury [2008] (p. 1) には、すぐに“discretionary fiscal policy (裁量的財政政策)”の語が見える。

3.4. 研究基盤 (research base), 科学基盤 (science base), イノベーション基盤 (innovation base), 知識基盤 (knowledge base)

日本では、科学技術・イノベーション政策においては、“目に見える”対象—たとえば、研究開発費および科学技術関係経費、研究者や技術者や研究開発人材あるいは科学技術・イノベーション人材、研究機関・組織、研究施設・設備、知的財産、研究開発・イノベーション・マネジメント、組織間連携—に応じて個々の施策が設定されていることが多いが、UKでは、上位の国全体の目標枠組みとこれら下位の個別の施策とをつなぐ中間に位置する対象全体に関する表現として、よく、“研究基盤 (research base)”, “科学基盤 (science base)”, “イノベーション基盤 (innovation base)”, あるいは、“知識基盤 (knowledge base)”, という語が用いられている。このようにしていることで、資金も人材もインフラストラクチャもあるいはそれらの構成要素をつなぐシステムも、一旦、全体として科学技術・イノベーション政策の対象とすることができ、その中で、状況や実態に応じて種々の要素が組み合わされた施策の展開をも可能とする構造となっている。

3.5. 投資 (investment)

「10 年科学・イノベーション投資枠組み (Science and Innovation Investment Framework 2004–2014)」という名称が示すとおり、UKでは、科学技術・イノベーション政策の展開、とくに、研究基盤等への歳出を、“支出 (expenditure)”ではなく“投資 (investment)”と考えている点が、まず重要である。後述する測定・分析においても、この歳出が“投資 (investment)”という性格であることを反映した評価指標 (metrics) が設定されている。

科学技術・イノベーション政策は、国全体の経済成長や社会発展に中長期的に寄与するという考えに立脚するならば、このような見方や取り組みは参考となろう。

3.6. ガバナンス (governance)

UK自体が分権により4つの国から構成されているとともに、政策領域だけではなく、機能 (例. 政策形成、資金配分、研究開発実施) によってもそれらを担う機関がさまざまに設立されている。そのため、UK政府 (government) だけで政策を推進できるわけではなく、UK政府のみならず、関連するさまざまな機関が相互に連携しまた調整して進められるような、国全体としての統治 (governance) を実現できるように図られている。たとえば、政策の運営 (マネジメント) とその評価については、研究やイノベーションの経済へのインパクトの測定を念頭に置いて、機関の階層に応じて、(同一ではないが) 同様の評価指標体系が、いわば“フラクタル”状に繰り返される形式となっている。

この“ガバナンス”という概念は、多様性を許容しつつ国全体として“インテグリティ (integrity)”⁹⁾を確保するように政策を展開する上で重要である。加えて、現在、我が国では地方分権に係る議論がなされているが、その際にも大きく関連してくる検討要素であろう。

3.7. システム (system)

UKでは、(広義で、(またあまり確定的ではない柔軟な)) イノベーション・システムのモデルを想定し、政府や公的セクターだけでなく、多様な利害関係者 (stakeholders) が関与することを考慮した上でのシステム改革を継続的に進めているとともに、

その中で、政府としての介入 (intervention) が可能な領域 (例. 公的調達 (public procurement) やイノベーション分析や研究の推進) を定めてそれらを推進している。

3.8. 測定・分析 (measurement and analysis)

パブリック・マネジメント、とりわけ、“政策評価”の中に、政策ならびにプログラム・レベルで、それぞれの目標を設定しそれらの進捗状況 (定量的にも定性的にも) 測定することが埋め込まれているとともに、研究やイノベーションが全体として、どのように経済的パフォーマンスへのインパクトを与えているかをさまざまな観点からアセスメントできるようにするための多様な取り組み (研究プログラム・機関の設定や研究プロジェクトの展開等) が、UKでは実施されている。

3.9. クリティカル・マス (critical mass) の確保

研究・教育等を進めていく上でも、国内や特定の拠点に一定以上の規模を有しないと、その機能を有効に発揮させることができないという考えが、やはりUKでは示されている。

3.10. 世界におけるリーダーシップ (leadership)

研究やイノベーションそれ自体だけでなく、それらを政策として促進するための行政システムを含めて、UKは世界の中においてリーダーシップを取っていくべきとの方向性が明確に示されている。

なお、我が国の第3期科学技術基本計画において、世界の中のリーダーシップという点からの言及¹⁰⁾は、相対的には限定されたものにとどまっていると見える。

また、公開されている行政文書等を踏まえた上で実施されたUKへの往訪調査を経て、以下の点も、日本への重要な示唆として考えることができる。

3.11. 中長期的観点に立つ科学・イノベーションへの政府の投資の維持

先 (3.5.節) に、UKでは、研究基盤等への歳出は“投資”と考えられていることについて言及したが、経済・財政的に厳しい現下にあってもこの点は変わっていない。UKでは、短期的な他の政策需要から、中長期的な観点に立つ科学・イノベーションへの政府の投資を守って維持するという方針が、きわめて明確に示されている。これは、景気後退から回復し浮揚しようとする際に、有利な位置を確保するためであるとされている。

3.12. 国全体としての科学技術・イノベーション能力の持続可能性の確保

政策の設定においては、単なる研究活動の維持・促進だけではなく、次世代の研究者の養成や科学技術に関する能力を備えた中核的人材の育成 (日本でいえば後期中等教育における次世代の中核的人材に対する科学・工学・技術・数学に関する能力・知識の付与)、現在相対的に余剰となっている科学に関する資格を有する人材の活用など、人口動態を踏まえた長期的展望に立ち相互に関連する一連の政策群が設定されている。

3.13. バランスをとった推進

純粋基礎研究も応用研究もどちらも重要であり、議会も含めて、(最適な配分を決定するのではなく状況を見ながら) 適切なバランスを探りながら推進されるように図られている。また、研究者や学界と企業や産業界あるいは社会や公衆とが、適切な

^{*10} 具体的には、第3期科学技術基本計画には、以下のような記述がある: 「国際的な知の創造の営みにおいて世界をリードすることが求められる」(pp. 7-8), 「我が国の強みであるものづくりで世界をリードすること、さらには科学技術により世界で勝ち抜く産業競争力を確立することが政策目標となる」(p. 8), 「知の創造と活用において、創造性豊かで国際的にリーダーシップを発揮できる広い視野と柔軟な発想を持つ人材を育成するため、その要である大学における人材育成機能の強化を推進する」(p. 19), 「新たな知の創造と活用が格段に重要性を増す時代においては、大学の国際競争力の強化が極めて重要であり、世界の科学技術をリードする大学を形成する」(p. 25)。

^{*9} “integrity”も日本語としての適訳がない、日本ではなじみの薄い概念であるが、ある主体や対象の全体が一つのものとして捉えられ、その全体が首尾一貫した状態となるように、内部が統べて律されていることを表す。“対象の状態”というだけではなく主体による“行為の状況”を示していることから、ときおり、「首尾一貫性」等と訳されることもあるが、本報告者は、以前より、“integrity”に充てる“統律性”という訳語を造って、この概念を的確に共有すべきであると考えている。

対話や相互理解を通じて、課題の設定や対応、必要な規制や制限などについて検討していくことが求められている。あわせて、企業との協力の拡大や技術移転の質の改善を図るために、大学によるいっそうの組織的な取り組みが期待されている。

また、UKでは、資金配分機関等において、優先させてあるいは重点を置いて推進されるべき分野・領域・課題等が設定・選択されることは多いが、国全体としては、(制度・体制上からも推進において工夫が求められる)複数の資金配分機関に跨るような新領域・複合領域に係る研究や医療研究(とくに、公衆衛生研究やトランスレーショナル・リサーチ)を除いては、あまり明示されていない。我が国では、第2期および第3期科学技術基本計画において、特定分野を選択して重点化して推進していくという方法が取られているが、これとは考え方やしくみを異にしていると言える。

3.14. 研究活動のグローバル化に対応した研究制度や研究プログラムに係る国際的な連絡・調整ならびに国内各機関間の連絡・調整

科学技術・イノベーション政策では、国全体の政策の中において、グローバルな課題への対応が期待されている。

さらに、UKが推進している一方で、我が国が相対的に遅れているかもしれないと思われる中期的な課題として、研究活動がグローバル化・国際化する中で、研究制度や研究プログラムに係る国際的な連絡・調整や、これに対応した各省間の連絡・調整が挙げられよう。ますます、国際協働研究や国際的な研究プロジェクトが実施されつつあるなかで、そういったプロジェクトへ資金配分するための考え方に関する国際間の協調、すなわち、研究プログラムの運営の国際的調和の確保が求められるようになってきている。具体的には、研究経費の見積もりや査定の方法、間接経費の算出方法などであり、UKのFunding Councils(高等教育等に関する)資金配分会議)やResearch Councils(研究会議)からの資金配分や、これとは少し相違しつつも欧州委員会のFP7: the seventh Framework Programme(第7次フレームワーク・プログラム)の資金配分では、fEC: full economic costing(全部経済原価計算)の考えが取り入れられ、実施されている。このような研究プログラムの運営法については、資金配分機関等で構成される多国間で構成される協議会等を通じてEUメンバー国相互に、また、UKとUSとの二国の機関間で、それぞれ議論や情報共有が図られているようである。また、現在、UKはインドや中国と密接な関係が構築されつつある。これらのことを鑑みて、短期的にはすぐに決定や方針が定められる課題ではないが、研究活動をグローバルなネットワークの中に位置づけて、グローバ

ル研究あるいは国際協働研究を実質的に推進していくためにも、我が国もこの資金配分機関等で構成される多国間で構成される協議会等に積極的・自発的に参画して、各国の機関とも相互に調整が図られるような研究制度や研究プログラムの展開を図っていくことが重要ではないかと思料される。

3.15. 日本が他国より羨望されていることへの留意

日本の強みとして(自国内ではあまり意識されないのか通常は明確には言及されていないために、改革の中で失われてしまうおそれが懸念されるが)他国から羨望されていることについても留意を払う必要があろう。具体的には、工学が強いことや、政策形成から政策執行・研究開発の実施というプロセスの中で、政府や産業界と科学界との間の関係が密接であること(あるいはそのように見えること)、すなわち、政策の約束実現を果たすために関係者間の密接な関係が構築されていること、といったことが、インタビューを通じてUK政策形成者・専門家等から示されている。

4. まとめ

本稿では、連合王国(UK)を対象にして、そこでの科学技術・イノベーション政策の最近の展開について、とくにその体系や枠組みに焦点を置いて議論し、それとの比較対照を通じて日本への示唆を導出した。

本稿では詳述しなかった個別の施策もさることながら、政策の体系化・展開・推進・モニタリング・分析といった一連のしくみについては、日本の現行のそれとは隔たりがかなりある。しかし、もし日本にとってもそれらが必要となれば、多くのことをUKでの経験から学ぶこともできると思料される。その場合には、とくに、従来の日本にはない概念や制度をいかに的確に取り入れ定着・浸透させることができるかが肝要であろう。

謝辞

この調査研究の実施にあたって、連合王国においてインタビュー調査等を実施した。対応・協力・助言を頂戴した各位に謝意を表す。また、この調査研究の実施主体であった文部科学省科学技術政策研究所(とくに第3調査研究グループ)、一部受託機関であった財団法人未来工学研究所、本プロジェクトのレビューを行った委員会をはじめ、本調査研究の実施および報告書の執筆に際し対応・協力・助言・議論いただいた関係各位にも厚くお礼申し上げる。

参考文献

- 文部科学省科学技術政策研究所(NISTEP), 2009, 「第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究 科学技術を巡る主要国等の政策動向分析 報告書」(平成20年度 科学技術振興調整費 調査研究報告書), NISTEP Report No. 117, 文部科学省科学技術政策研究所, 2009年3月。
- HM Treasury, 2008, *Pre-Budget Report 2008: Facing global challenges: supporting people through difficult times*, Cm 7484, London: The Stationery Office, November 2008.
- OECD, 2009, *Policy Responses to the Economic Crisis: Investing in Innovation for Long-Term Growth*, Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development, June 2009.